令和８年度 市有財産（土地）売却
先着順・随意契約 実施要領

＜申込受付期間＞
令和８年１２月１日（火）から令和９年３月１日（月）までの執務時間中
※８時３０分から１７時１５分まで

一般競争入札による入札参加申込みを実施したところ、入札の応募がなかった物件及び落札に至らなかった物件について、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約（公募先着順）で売却します。

新居浜市総務部管財課

１　売却する物件（土地）

物件番号	所　在　地	登記地目	地　積	売 却 価 格
1	平形町甲 815 番 149	宅 地	78.11 ㎡	1,540,000 円
2	篠場町 533 番９	宅 地	166.21 ㎡	2,020,000 円
3	岸の上町一丁目甲 2806 番 32	宅 地	88.00 ㎡	1,470,000 円
4	垣生六丁目甲 1399 番８	宅 地	557.46 ㎡	4,220,000 円
5	西連寺町二丁目 1244 番１　外２筆	宅 地	1,623.60 ㎡	12,280,000 円
6	坂井町一丁目 1138 番	宅 地	243.41 ㎡	12,890,000 円
7	中筋町二丁目 1430 番２　外１筆	宅 地	603.38 ㎡	10,960,000 円
8	喜光地町二丁目 2020 番 20	宅 地	142.90 ㎡	2,660,000 円

※　売却物件は、現状有姿での引渡しとなります。事前に現地の状況や都市計画法、建築基準法その他の関係法令による規制などを確認してください。

２　売却の方法

一般競争入札で公表（令和８年９月 18 日付 新居浜市公告第１４９号）した**予定価格（最低売却価格）**をもって、**先着順により**「市有財産買受申込書（添付書類を含む。）」を提出された方に随意契約で売却します（同日同時刻に提出された場合は、抽選により先着者を決定します。）。

３　買受申込者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方（個人・法人）は、買受けの申込みをすることができません。

（１）市（町村）民税等を滞納している者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第１項に規定する者、及び同条第２項に規定する者でその事実があった後３年を経過していない者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員

（４）暴力団又は暴力団員の利益となる活動を行う者（法人にあっては、役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者）

（５）公序良俗に反するおそれがある等市有地を売却することが適当でないと認められる者

４　買受申込書の提出（受付の場所及び期間等）

（１）提出（受付）場所　　〒792-8585　新居浜市一宮町一丁目５番１号
新居浜市総務部管財課（市役所２階）　☎0897-65-1222（直通）

（２）提出（受付）期間　　令和８年１２月１日（火）から令和９年３月１日（月）までの執務時間中（８時３０分から１７時１５分まで）

※買受申込書等の書類は、市役所管財課に置いてあります。管財課 HP からのダウンロードもできます。

（３）提出書類

ア　個人の場合　　市有財産買受申込書

※添付書類　・誓約書
・住民票の写し
・印鑑登録証明書
・身分証明書（本籍地で申請のこと）
※免許証等の本人確認書類ではありません。
・市（町村）民税等納税証明書

イ　法人の場合　　市有財産買受申込書

※添付書類　・役員名簿（役員一覧表）
・誓約書
・印鑑証明書
・登記事項全部証明書（※履歴又は現在事項のいずれか。）
・定款又は寄附行為（要原本証明）
・代表者及び役員の住民票の写し
・市（町村）民税等納税証明書

（４）提出方法　　持参のみ（**※**郵送、メール、ＦＡＸ等の方法は不可）。

（５）そ の 他

ア　複数の物件を申し込む場合は、物件ごとに「市有財産買受申込書」を提出してください。

イ　複数の物件を申し込む場合の添付書類は、いずれかの申込書に原本を添付してください。
また、共有しようとする場合は、当該共有予定者全員について、添付書類を添付又は作成してください。

ウ　**未添付の書類がある場合は、受付をいたしません**ので、あらかじめ御了承願います。ただし、提出された書類に軽易な補正事項等がある場合は、この限りでありません。

エ　提出書類が整った上で先着順により受け付けますので、「市有財産買受申込書」等を提出の際には、**あらかじめ買受希望物件の申込状況について、管財課（☎６５-１２２２）までお問合せ下さい。**

※　申込状況の確認後、同一物件について他者から先に「市有財産買受申込書」等が提出され、受け付けている場合がありますので、あらかじめ御了承下さい。

オ　先に買受けの申込みを受け付けている物件について、新たに買受けの希望がある場合は、受付期間中に**補欠者（次順位申込者）としての登録を受け付けます**ので、管財課まで申し出てください（この場合も先着順とします。）。

カ　「市有財産買受申込書」等は、**受付の期間前には、受理することができません。**

５　契約条項等を示す場所及び期間

（１）場　　所　　上記４の（１）に同じ

（２）期　　間　　上記４の（２）に同じ

６　契約予定者（買受人）の決定等

（１）市有財産買受申込書その他該当する添付書類が整った上で、先着順により受付し、当該申込者の資格及び提出書類の内容について審査し、資格要件、売却条件等を満たすと認めたときは、契約予定者（買受人）として決定し、「市有財産売却決定通知書」により通知します。

（２）契約予定者（買受人）として決定した者と新居浜市が売買契約を締結したときは、同一物件について、上記４の（５）オにより補欠者（次順位申込者）として登録をした者は、当該補欠者としての資格を失うものとし、その旨を書面により通知します。

（３）先に買受けの申込みをした者が当該申込みを辞退し、又は契約予定者（買受人）として決定した者が買受けを辞退し、若しくは新居浜市と売買契約を締結しなかった場合は、登録した補欠者（次順位申込者）について資格及び提出書類の内容について審査し、資格要件、売却条件等を満たすと認めたときは、契約予定者（買受人）として決定し、「市有財産売却決定通知書」により通知します。

７　契約の締結等

（１）契約の締結　　契約予定者（買受人）は、新居浜市が指定する日（おおむね「市有財産売却決定通知書」を受理した日から１０日以内）までに、契約保証金を納入（※一括して売買代金の全額を納入することもできます。）し、「市有財産売買契約書」を締結していただきます。なお、新居浜市が指定する日までに契約の締結に至らなかった場合は、買受けの申込みを辞退したものとみなします。

（２）契約保証金　　契約締結の際、売買代金の１００分の１０以上に相当する金額を納入してください。なお、契約締結の際に、一括して売買代金の全額を納入した場合は、契約保証金は不要です。

（３）契約の費用　　契約締結に要する費用（収入印紙代等）は、買受人の負担となります。

８　売買代金の納入

契約締結の日から２０日以内に既に納入している契約保証金を除いた金額（※契約保証金は、売買代金の一部に充当します。）を一括で市が発行する納入通知書により指定の金融機関等において納入してください。

９　所有権の移転等

（１）売買代金が完納されたときに所有権を移転し、売却物件を現況のまま引き渡します（図面等と現況が相違している場合は、現況が優先します。）。

（２）所有権移転の登記は、新居浜市が行いますが、**当該登記に要する費用（登録免許税等）は、買受人の負担**となります。

１０　その他

（１）電柱等の移設・撤去、上下水道・電気等の引込み、樹木の伐採、雑草の草刈、塀等の工作物の補修・撤去などの費用及び関係機関・事業者等への諸手続・調整が必要な場合は、買受人の負担において行ってください。

（２）売却物件について、地下埋設物、地盤調査及び土壌汚染に関する調査は行っておりません。

（３）本件随意契約による市有財産（土地）の買受けを辞退される場合は、速やかに、「市有財産買受申込等辞退届」を提出してください。

（４）その他本件随意契約による市有財産（土地）の売却について必要な事項は、新居浜市契約規則その他市長が別に定めるところによります。

※　本件随意契約による市有財産（土地）の売却については、「新居浜市役所ホームページ（総務部管財課）」に関連記事を掲載しています。

総務部管財課ＨＰ：http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/kanzai/